

新潟県私立高等学校等就学支援補助金交付要綱

平成22年4月1日制定
平成24年10月18日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成30年6月29日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年3月22日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和8年5月18日一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校等のうち第2条に規定する学校に在学する生徒等に対し、私立高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 この補助金の対象となる生徒等は、次の各号に掲げる私立高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定による知事の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 新潟県内の私立高等学校（専攻科を除く。）
- (2) 新潟県内の私立専修学校（高等課程に限る。）
- (3) 新潟県内の私立各種学校（次に掲げる国家資格者養成施設の指定を受けているもののうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定められたものに限る。）
 - イ 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
 - ロ 准看護師養成所
 - ハ 調理師養成施設
 - ニ 製菓衛生師養成施設

(交付基準)

第3条 この補助金は、受給権者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として受給権者に対し支給するものとする。

2 この補助金の額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 支給対象高等学校等（第2号及び第3号に掲げるものを除く。） 38,100円を上限として、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額
- (2) 支給対象高等学校等の通信制の課程（第3号に掲げるものを除く。） 28,100円を上限として、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額
- (3) 支給対象高等学校等で生徒等が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの
受給権者が当該学校に在学中の各月に支給される補助金の額の総額が1,371,600円を超えない範囲において、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定は、受給権者の委任を受けた支給対象高等学校等の設置者に対して行うものとし、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(補助金の交付申請等)

第5条 支給対象高等学校等の設置者は、法第4条の規定に基づく受給資格認定申請書による委任を受け、受給権者に代わって補助金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする支給対象高等学校等の設置者が、規則第3条第1項の規定により提出する申請書は、第1号様式のとおりとし、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第6条 第4条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第2号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第9条 支給対象高等学校等の設置者は、事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、第4号様式による状況報告書を10日以内に知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書及びその添付書類は、第5号様式のとおりとし、事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払の方法で交付することができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年10月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前から引き続き支給対象高等学校等に在学する者については、従前の要綱を

適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日以前から引き続き支給対象高等学校等に在学する者について適用する従前の要綱中、第3条第2項の表については、次のとおり読み替えるものとする。

受給権者の区分	補助金の額
下記以外の受給権者	9,900円を上限として、知事が法第5条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額
法施行令第4条第3項の規定により、同項の定めに基づく保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である受給権者として、知事が法第5条の規定による受給資格の認定の際に法施行令第3条第1項に定める額に当該額を加えた額を支給額として定めた者	19,800円を上限として、知事が法第5条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額
法施行令第4条第3項の規定により、同項の定めに基づく保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が2人いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額）が以下の基準※を満たす受給権者として、知事が法第5条の規定による受給資格の認定の際に法施行令第3条第1項に定める額に当該額の2分の1に相当する額を加えた額を支給額として定めた者	14,850円を上限として、知事が法第5条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額
※ 31,500円に①、②の合計を加えた額未満であること ① 16歳未満の扶養親族の数×35,500円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×18,500円	

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月から6月分までの高等学校等就学支援金の支給に係る第3条第2項の規定については、次のとおり読み替えるものとする。

受給権者の区分	補助金の額
法施行令第1条第2項の規定により、同項の定めに基づく保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が2人いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額）が507,000円未満である受給権者として、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に法施行令第3条に定める額を支給額として定めた者	9,900円を上限として、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額
法施行令第4条第2項の規定により、同項の定めに基づく保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が2人いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額）が257,500円未満である受給権者として、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に法施行令第3条に定める額に当該額の3分の7（通信制の課程においては2分の3）に相当する額を加えた額を支給額として定めた者	33,000円（通信制の課程においては24,750円）を上限として、知事が法第4条の規定による受給資格の認定の際に定めた支給額

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 4 年 6 月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に係る第 3 条第 2 項の補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 5 年 3 月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に係る第 3 条第 2 項の補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 8 年 5 月 18 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和 8 年 3 月分以前の月分のこの補助金の支給に係る第 3 条第 2 項の補助金の額については、なお従前の例による。

3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号）の施行の日前から引き続き支給対象高等学校等に在学する生徒（この法律による改正後の法第 3 条第 1 項に規定する者を除く。）に係る同日以後の補助金の支給については、なお従前の例による。